

年収 130 万円の壁撤廃！？

年末調整書類をご準備いただく時期となりました。毎年この時期になりますと、パートやアルバイトで働く方から年収を 130 万円未満にしてほしいといった要望が聞かれ、年末にかけて給与調整を行う事業主も多いのではないのでしょうか。

いわゆる「年収の壁」にはいくつか種類がありますが、この内、社会保険の扶養範囲を決める 130 万円の壁について、2023 年 10 月から 2 年間限定で撤廃されることとなりました。

よく聞く年収の壁とは何かと合わせてご説明します。

1. 年収の壁の種類

年収	内容
103 万円	所得税の扶養範囲となり配偶者控除を受けることができます。 ただし、年収 150 万円までは配偶者控除と同額の配偶者特別控除が受けられます。税務とは別になりますが、配偶者の勤務先の扶養手当が 103 万円を基準にしているケースがあり、そのために年収を抑えたいという希望があります。
106 万円	従業員 101 人以上の企業が対象となります。 106 万円を超えると社会保険の加入義務が生じます。
130 万円	従業員 100 人以下の企業で配偶者の社会保険の扶養から外れます。 健康保険、厚生年金に加入することになるため、本人の手取りが減少します。
150 万円	年収 150 万円から 188 万円まで所得税の配偶者特別控除を受けることが出来ます。年収が上がるにつれ、控除額は減少します。

2. 130 万円の壁への対応

- ・ 2023 年 10 月以降、年収 130 万円を超えても、雇用主がその収入の増加が一時的なものであることを証明することで、引き続き扶養に入ることが出来るようになります。
- ・ これは政府による人手不足解消の対策の一環です。
- ・ 2025 年に年金制度の改正が予定されており、それまでの期間の一時的な対応となっています。

第 22 回安心会計カップ杯ゴルフ大会

2023 年 10 月 12 日（木）横浜カントリークラブ西コースにて 10 組 37 名のご参加をいただき開催いたしました。天候にも恵まれ、難コースでしたが楽しくプレーすることができました。

優勝は高宮至昭様、バスグロ賞は平野哲也様でした。おめでとうございます！

歯科会計®

令和 4 年社会医療診療行為別統計

厚生労働省が行っている社会保険診療行為別統計について令和 4 年分の結果をご案内いたします。
この統計は令和 4 年 6 月審査分として 62,256 施設を集計したものととなります。橋本会計のお客様平均の結果と合わせてご確認ください。

【表 歯科の診療行為別にみた 1 件当たり点数・1 日当たり点数・1 件当たり日数】

(各年 6 月審査分)

診療行為	1 件当たり点数				1 日当たり点数			
	令和 4 年 (2022)	令和 3 年 (2021)	対前年		令和 4 年 (2022)	令和 3 年 (2021)	対前年	
			増減点数	増減率 (%)			増減点数	増減率 (%)
総数	1 278.3	1 272.3	6.0	0.5	796.3	778.0	18.3	2.3
初診	160.3	166.9	△ 6.7	△ 4.0	99.8	102.1	△ 2.3	△ 2.2
再診	185.2	178.3	7.0	3.9	115.4	109.0	6.4	5.8
医学管理	41.3	39.0	2.3	5.9	25.7	23.8	1.9	7.9
在宅医療	94.2	79.4	14.7	18.6	58.7	48.6	10.1	20.8
検査	54.6	52.3	2.3	4.4	34.0	32.0	2.0	6.3
画像診断	13.0	13.6	△ 0.6	△ 4.5	8.1	8.3	△ 0.2	△ 2.7
投薬	1.4	1.4	△ 0.0	△ 0.6	0.9	0.9	0.0	1.2
注射	17.3	16.8	0.4	2.6	10.7	10.3	0.5	4.5
リハビリテーション	250.2	261.1	△ 11.0	△ 4.2	155.8	159.7	△ 3.9	△ 2.4
処置	33.7	33.0	0.7	2.1	21.0	20.2	0.8	4.1
手術	5.0	4.8	0.2	5.1	3.1	2.9	0.2	7.0
麻酔	0.2	0.2	0.0	21.3	0.2	0.1	0.0	23.5
放射線治療	408.0	412.6	△ 4.6	△ 1.1	254.1	252.3	1.8	0.7
歯冠修復及び欠損補綴	3.3	3.0	0.3	9.6	2.0	1.8	0.2	11.6
歯科矯正	1.0	0.9	0.1	9.3	0.6	0.6	0.1	11.4
病理診断	9.8	8.9	0.9	9.7	6.1	5.5	0.6	11.7
入院料等								
(1 件当たり日数)	(1.61)	(1.64)	(△ 0.03)					

※厚生労働省ホームページより

【診療行為の状況】

- ・ 1 件点数平均は 1,278.3 点で前年比 0.5%増 (橋本会計 2022 年平均 1,241 点、前年比 2.5%増)
- ・ 1 回点数平均は 796.3 点で前年比 2.3%増 (橋本会計 2022 年平均 756 点、前年比 2.4%増)
- ・ 月回数平均は 1.61 回で前年比-0.03 回 (橋本会計 2022 年平均 1.64 回、前年比-0.05 回)
- ・ 診療行為別にみると、「歯冠 修復及び欠損補綴」 254.1 点 (構成割合 31.9%) が最も高く、次いで「処置」 155.8 点 (同 19.6%)、「医学管理等」 115.4 点 (同 14.5%) の順となっています。

医療承継

居住用区分所有マンション財産評価の改正

タワーマンションの相続税評価額の算定方法を見直すという報道がなされておりましたが、居住用の区分所有マンションの財産評価の見直しというかたちで、改正案が公表されています。

タワーマンションだけでなく、低層マンションについても改正の影響を受ける可能性がある内容となっており、2024年1月1日以降の相続・贈与から適用となります。

<改正の対象となるであろう不動産>

3階建以上の区分所有建物で居住用の専有部分があるもの

<対象外と考えられる不動産>

2階建て、2世帯住宅、居住用でないもの、区分所有者がいない不動産 など

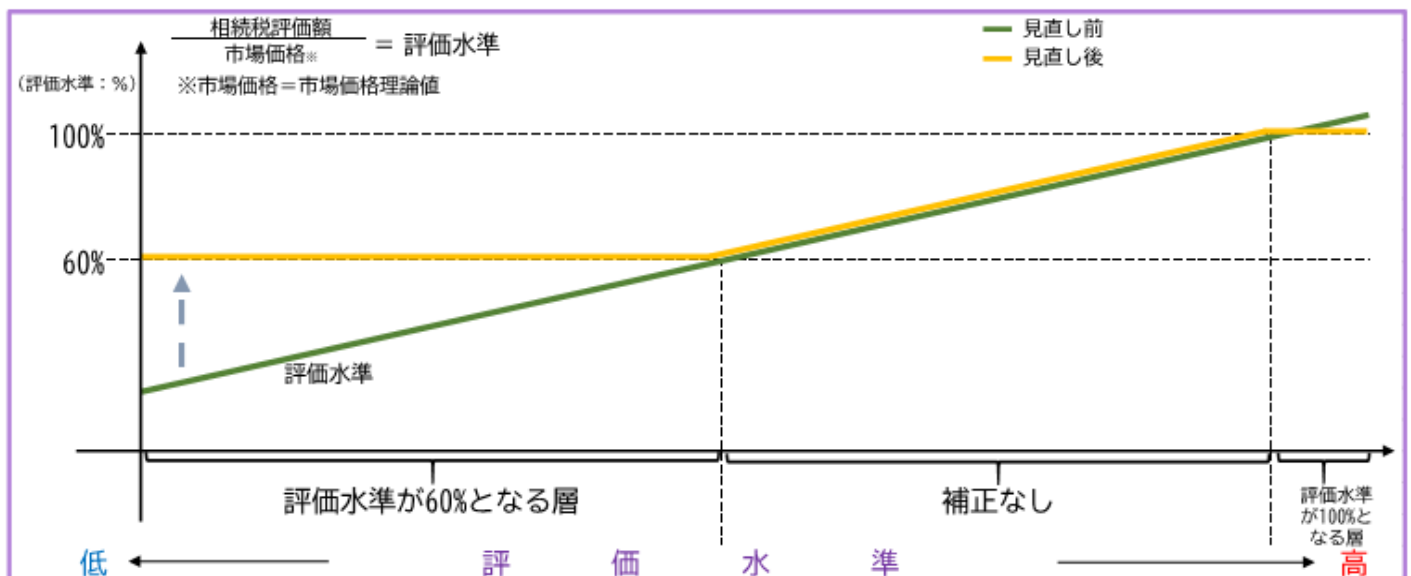
<相続税評価の改正案>

(算定方法)

(現行の相続税評価額 × マンション一室の評価乖離率※1) × 最低評価水準 0.6

※1 評価乖離率は「築年数」「総階数」「所在階」「敷地持分狭小度」の4指数に基づき算出。
→市場化価格理論値の60%に達しない場合は60%に達するまで評価額を補正するイメージ

評価方法の見直しのイメージ



概要

- ① 一戸建ての物件とのバランスも考慮して、相続税評価額が市場価格理論値の60%未満となっているもの（乖離率1.67倍を超えるもの）について、市場価格理論値の60%（乖離率1.67倍）になるよう評価額を補正する。
- ② 評価水準60%~100%は補正しない（現行の相続税評価額×1.0）
- ③ 評価水準100%超のものは100%となるよう評価額を減額する。